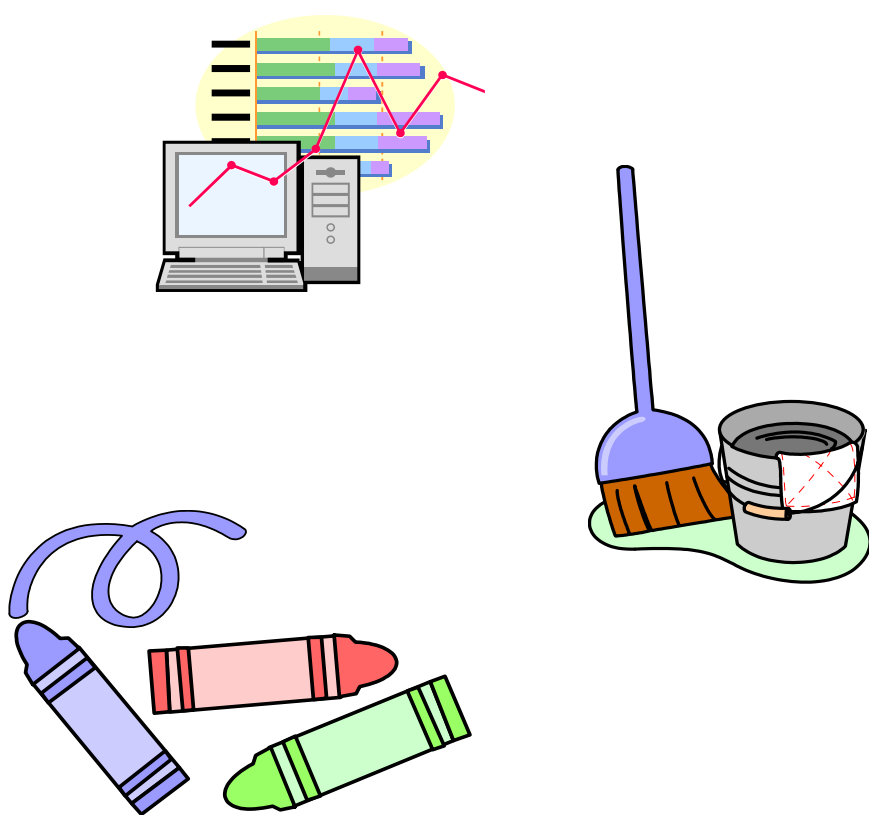


特別な教育的支援を必要とする 児童生徒のための支援体制の整備

「校内委員会の役割と相談支援体制について」



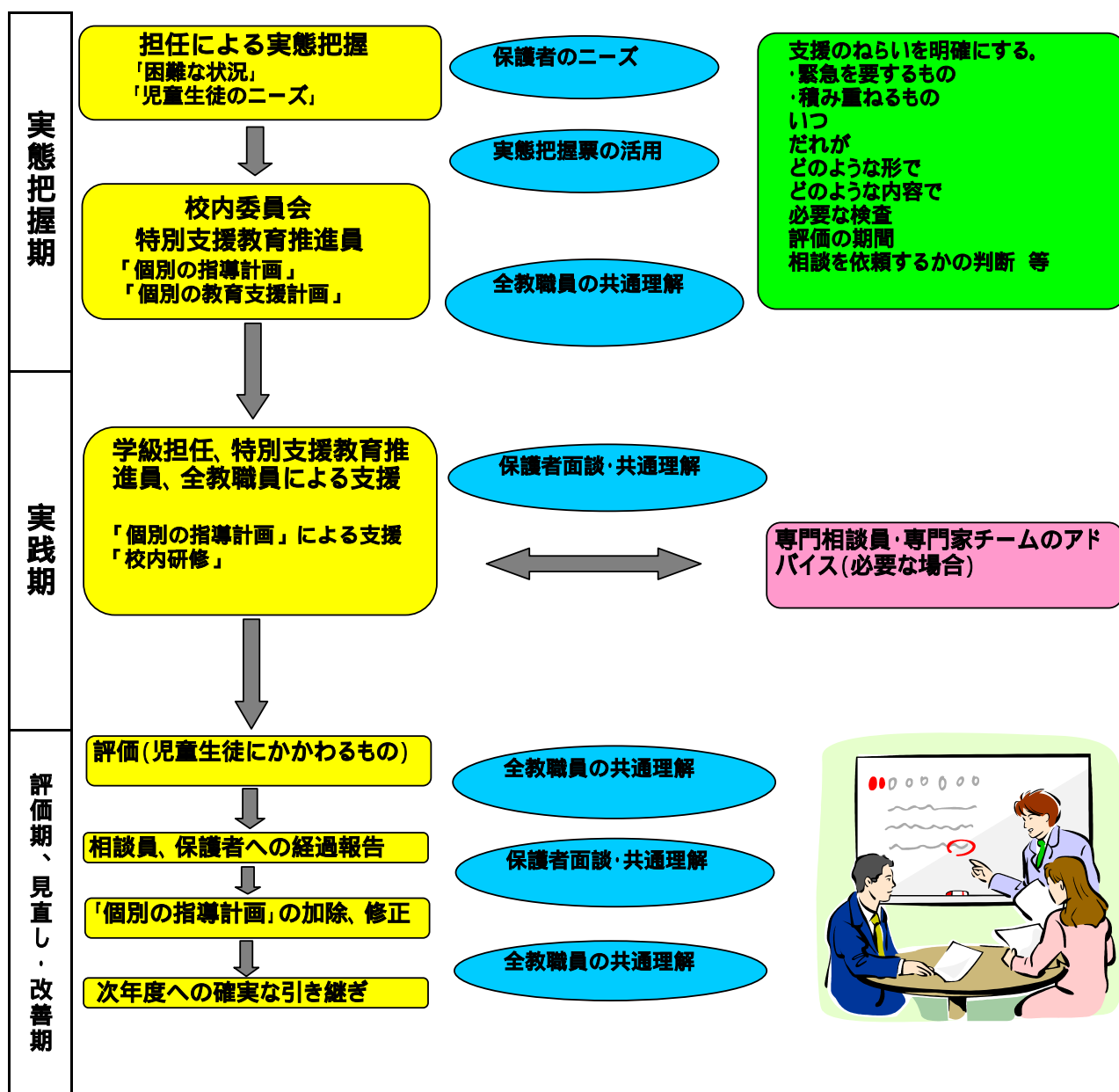
平成18年6月
新潟県教育委員会

校内委員会の役割

特別な教育的支援が必要な児童生徒の実態把握(資料の収集、諸検査の必要性の検討)

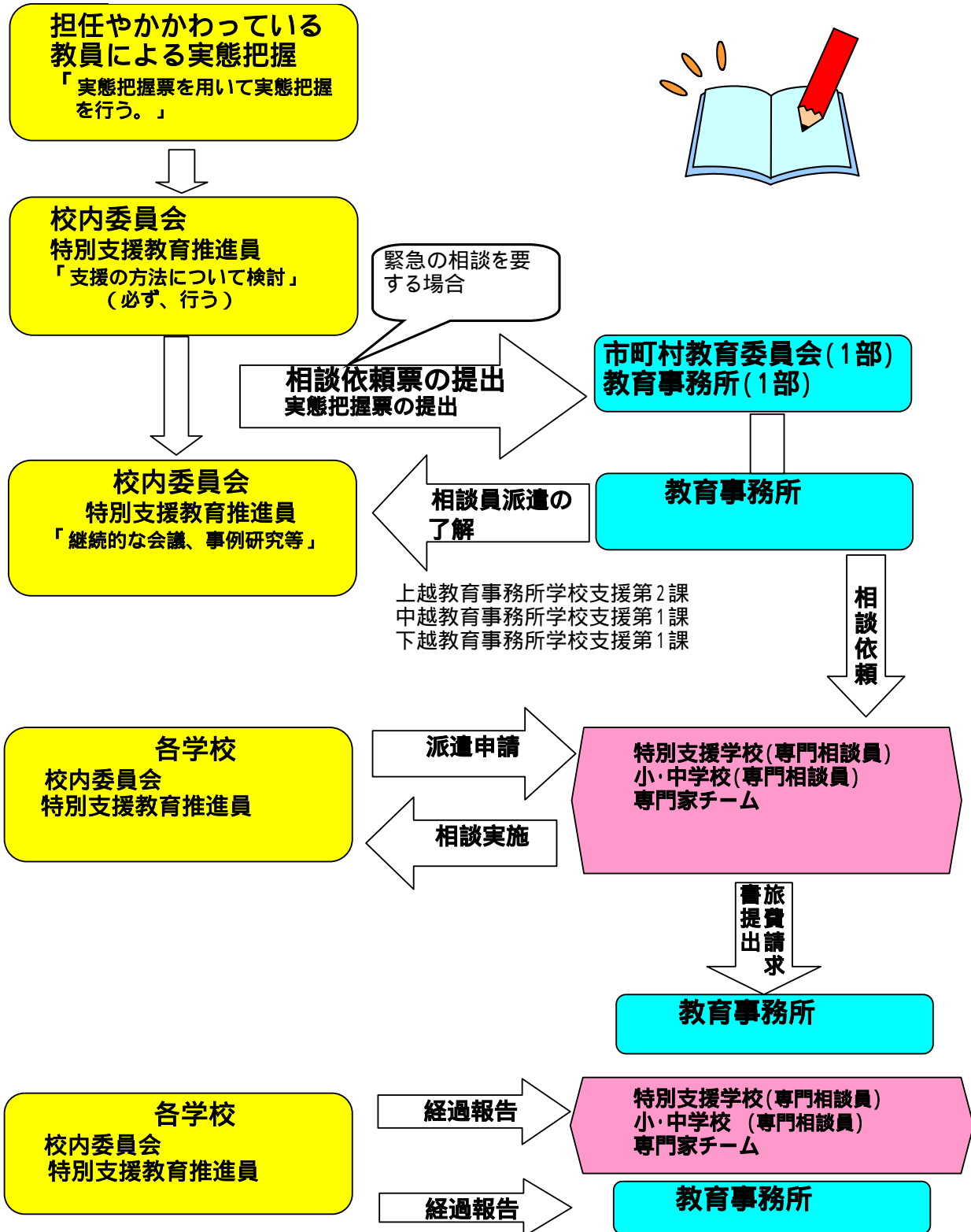
「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成
全教職員の共通理解を図るための校内研修の推進
全校体制で支援を行うための支援方策の具体化

校内委員会の活動例



専門相談員への依頼の手続きと対応について

保護者の同意を原則とする。



上記の対応は、原則的な流れであり、各市町村の実情により、対応が変わることもある。(例、市町村単独の支援体制が構築されている等)

専門相談員への依頼の手続きと対応について(詳細)

担任等の気付きから実態把握を行う。

「平成15・16年度文部科学省委嘱 特別支援教育推進体制モデル事業報告書」P41～を参照。



校内委員会で実態把握を基に、今後の支援の方法について検討する。

(相談を依頼する前に、必ず行う)

緊急の相談を要する場合

相談依頼票と実態把握票・集計票の提出

「平成15・16年度文部科学省委嘱 特別支援教育推進体制モデル事業報告書」P45、46を参照。

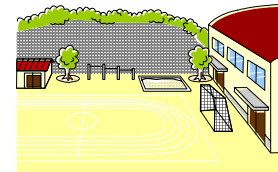
*平成18年8月末までに市町村教育委員会、事務所に1部ずつ提出する。これ以降、新たに必要になった場合は、事務所と個別に相談する。

*市のセンターや特別支援学校等、近隣の相談機関が利用できる場合、または市町村の支援体制が構築されている場合、そちらを利用する。



相談依頼

相談を必要とする学校から依頼があった場合、教育事務所は、近隣の小・中学校、特別支援学校の所属長と相談員に相談を依頼する。

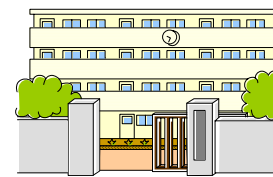


相談員派遣の了解

相談員の所属長、相談員から了解を得る。

派遣申請

学校間で日程等を調整の上、相談を必要とする学校から、相談員の所属長へ派遣申請を出す。旅費については別途支給(平成18年度文部科学省委嘱特別支援教育体制推進事業より支出)とする。



相談実施

相談員は相談を実施する。実施後、旅費請求書、旅行命令簿を教育事務所に提出する。

経過報告

相談を受けた学校より、相談員、事務所に経過を報告する。
*特に様式は定めないが、各学校で工夫のこと。

*相談員派遣の際の旅費は、平成18年度文部科学省委嘱特別支援体制推進事業の予算から支出するので、平成19年2月末までに派遣を必要とする相談を終了する。

